

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第19回（定例会）

署名人 本仲範男
教育長 田端一正

開催日時 令和3年（2021年）2月3日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部长

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平良俊弥主査、平安真希子主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部长

（学校教育課）佐久田悟課長、菊地智裕副参事

【市民文化部】比嘉世顕部長、儀間ひろみ副部长

（文化財課）大城敦子課長、嘉数真主幹

議事日程 ※議案第33号と報告1は非公開案件。ただし、会議録は委員委嘱後に公開。

1 議案第33号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について【文化財課】

2 報告1 教育長が臨時代理したことについて【学校教育課】

※那覇市いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱

3 議案第34号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】

4 協議1 那覇市教育委員会会議非公開に関する基準（案）について【総務課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 令和2年度第19回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は、本仲委員にお願いします。まず始めに、会議の非公開について委員の議決を語りたいと思います。議案第33号と報告1は、個人に関する情報が含まれ、当該個人が特定されるため非公開とすることが適当であると思われま。ただし、会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。それでは、議案第33号と報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。比嘉市民文化部長、お願いします。

比嘉部長 議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」、那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員を別紙のとおり委嘱する。令和3年2月3日提出。教育長田端 一正。提案理由 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の辞職に伴い、新たな委員を博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委嘱するので、この案を提出する。詳細につきましては、文化財課長から説明いたします。

田端教育長 大城文化財課長、お願いします。

大城課長 今回、1名の委員が任期を残して辞職したことに伴い、新たに1名の委員を委嘱いたします。壺屋焼物博物館では、博物館法及び那覇市立壺屋焼物博物館条例に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会を設置しております。協議会は委員10人以内で組織され、博物館の運営に関する諮問に応じ、館長に対して意見を述べる機関でございます。協議会の委員は資料の2ページの委員名簿にありますとおり、備考の方でそれぞれの委員の委嘱内容を記されております。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、地域の代表から委嘱する規定となっております。今回は学校教育関係者の委嘱について、資料の1ページに新たな委員1名、2ページに辞職された1名の委員を掲載しております。新たに委員として委嘱する本仲正明氏は壺屋小学校の教頭先生でございます。新たな委員の任期は前任者の残任期間の令和4年3月2日までとなっております。2ページでご説明いたしました1名の委員を加えた10名の委員名簿を掲載しております。以上が那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱についてのご説明でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

田端教育長 この件につきまして、ご意見ご質問等お願いします。大丈夫でしょうか。引き続き地元の方々の協力を得ながら壺屋焼物博物館がしっかり充実した運営になりますようお願いしたいと思います。それでは、議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

次に、報告1「教育長が臨時代理したことについて」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 報告1「教育長が臨時代理したことについて」、教育長が臨時代理したことについて別紙のとおり報告する。令和3年2月3日提出。教育長 田端 一正。報告理由 那覇市いじめ問題専門委員会臨時委員の委嘱について、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、及び承認を求め。詳細につきましては、学校教育課が説明します。

田端教育長 学校教育課菊地副参事、お願いいたします。

菊地副参事 かがみの次のページ、那覇市いじめ問題専門委員会臨時委員名簿をご覧ください。今回、久保以明氏と金城志麻氏を臨時委員としてお願いしたいということで、急遽、教育長が臨時代理という形で委嘱をしております。この件につきまして、お二人とも、先日報告いたしました「いじめ調査報告」に関して、いじめ問題専門委員会として関わっております。彼らの任期が1月29日で終了しております、これから市長報告や記者会見等でどうしても会議をもたないといけないということに気づきまして、急遽、教育長に臨時代理をしていただきました。

田端教育長 ただいまの「教育長が臨時代理したことについて」は、いじめ問題専門委員の臨時委員を委嘱するという内容であります。ご意見ご質問等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、承認してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 報告1「教育長が臨時代理したことについて」は、承認いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。議案第34号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第34号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和3年2月3日提出。教育長 田端 一正。提案理由 教育委員会及び教育長がした処分についての審査請求の受付に関する事務を総務課に分掌させることについて、所要の規定を整備するため、この案を提出する。内容は総務課から説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 ページを捲って1ページをお願いします。表があります。改正前が左で改正後が右になっています。2項目を追加しまして、右側の20番「教育委員会がした処分についての審査請求の受付に関する事」、21番「教育長がした処分についての審査請求の受付及び裁決並びに審理員の指名に関する事」、この事務を総務課の事務として新たに決定するという事にしてございます。裏面の2ページをご説明いたします。審査請求というのは、行政から処分を受けた場合にそれに対して不服がある異議申し立てをしたいという場合の手続の事ですが、その場合に教育委員会に権限があるものと教育長に権限があるものがございます。権限について、主要なものは教育委員会の下に残しておいて、それ以外は教育長に権限を委任している状況がございまして、この教育委員会と教育長に分けて2件を定めました規程をしたということでございます。大きな違いは、審理員という言葉が21番には出てきます。2ページの上段の表をご覧ください。教育委員会が審査庁となる場合には審査員はおりません。理由は「優れた知見を有する者で構成される協議会による審査請求、審理及び判断については、公正、且つ、慎重に判断されることが制度上担保されている」という考えがありまして、行政不服審査法において審理員の指名は不要とされております。どちらにおいても受付は総務課が行いまして、教育委員会の処分の場合は処分課の方で審理手続きや裁決書案の作成を行います。この案について教育委員会で採決することになり、裁決書の作成も総務課が行うということになります。次に下段の表をご覧ください。右側の方に大きな四角に審理委員という文言がございまして、教育長が審査庁となる場合はこの審理員が置かれることになります。審理員は処分に関与しない職員の中から指名され、その指名された職員が審理を行うことになります。この場合の指名に係る事務は総務課で行うということです。審理員は審査庁の指揮を受けることなく自らの名において審理手続きを行い、その結果を審理員意見書として作成をしまして、この意見書を基に裁決というのが行われて、この裁決の作成が総務課の事務になるということでございます。教育委員会が審査庁となる場合の手続き、教育長が審査庁となる場合の手続き、この2件を分けて、今回新しく組織規則の中で総務課の事務分掌として規定をするということになります。説明は以上でございます。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 審理員は教育委員会の職員の中から指名されるのですか。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 今、考えているのは、課長相当職の職員を指名する形になるかと思っております。第三者

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 これまでに不服申し立ての頻度であるとか、具体的にどのようなことがあったのか教えていただきたい。

田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 この審理員の制度ができる3年前か2年ほど前に就学援助申請を認定しなかったという事案がございました。そのような事案が典型的なものになるかと思えます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。ほかにご意見ご質問がないということですので、議案第34号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第34号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。

続きまして、協議1「那覇市教育委員会会議非公開に関する基準（案）について」の説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 協議「那覇市教育委員会会議非公開に関する基準（案）について」、那覇市教育委員会会議非公開に関する基準（案）について別紙のとおり協議する。令和3年2月3日提出。教育長 田端 一正。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づく那覇市教育委員会の会議を公開しないことができるものについて取扱いの基準を定めるため協議する。内容につきましては、総務課から説明いたします。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 山内部長から説明がございましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、その第14条第7項ただし書きにおいて「人事に関する事件その他の事件について教育長又は委員の発議により出席者の三分の二以上の多数で議決したときはこれらを公開しないことができる」ということで、会議を非公開とすることができます。これまで公開とするべきか非公開とするべきか明確な内部の運用を定めていない中で、このただし書きによる非公開の議決の手続きを行ってまいりました。これは私どもの蓄積してきた考え方に基づいて行ってきました。今回の提案は、この会議の非公開議決の手続きの透明性と効率化を高めるため、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その運用基準を定めたいというものでございます。この運用基準を定めたからといって、これまでの会議の手順や非公開の議決を得るという手順はこれまでどおり変更はございません。詳細につきましては、担当から説明をいたします。

田端教育長 平良総務課副参事、お願いします。

平良副参事 資料の1ページをご覧ください。基準の作成理由につきましては、総務課長の方から説明があったとおりでございます。今回、非公開とする案件につきましては、先ほど差し替えでお配りした表にもございますが、5項目を考えております。1 人事に関する案件（県費負担教職員を含む）。2 附属機関の委員の委嘱及び任命に関する案件。3 議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関する案件。4 訴訟・和解及び不服申立てに関する案件。5 その他会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じると委員会が認めた案件。この5項目を非公開の案件として定めたいと考えております。

3ページの資料2をご覧ください。基準を作成するにあたり中核市や政令指定都市の規則などを確認いたしました。そのうち規則などで非公開を定めている都市が22市ございました。今回、案として挙げている項目は、他市でも概ね非公開案件になっております。ページを戻りまして、1ページの番号3に案件ごとの非公開の理由等を記載しております。そのうち、特に（2）附属機関の委員の委嘱及び任命に関する案件でございますが、附属機関等の委員の委嘱が決まりましたら、氏名は「那覇市の教育」等の冊子へ掲載されることになりまして公開する事項でございます。しかし、決定以前の候補の段階での議論については個人情報等が含まれるため、今回のこの基準では非公開案件としております。同様に解職につきましても解職理由などの個人的なことに触れることがございますので、附属機関の委員の委嘱や任命等は非公開という形で定めております。また、（5）その他の事項でございますが、こちらの方で想定していますのは、例として挙げております、①本人自身や代理人が傍聴を申し出ることなどにより審議にあたって、委員や事務局からの意見の表明が躊躇されることが想定される場合。②他部局での未決定事項が含まれる場合。③その他、那覇市情報公開条例関連、インターネット上での情報拡散等（個人の不利益となる情報、個人が特定される情報）が想定される場合は非公開というふうに考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

田端教育長 ただいまの件について、協議したいと思っております。ご意見等をお願いします。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 補足いたします。資料の3ページをご覧ください。No16に「いじめ案件」というものがございます。岡崎市は「いじめ案件」を非公開の項目として規定をしております。私どもの方ではこのような項目としては挙げてはおりませんが、項目の（5）その他会議を公開することにより教育行政の公正かつ適切な運営に著しい支障が生じるおそれのある案件という部分で、当然、非公開になるものと理解をしています。以上でございます。

田端教育長 今回、非公開に関する基準を明確にしておきたいということですね。これまでは1件、1件会議の場で決定しましたが、これからはどのような形になりますか。平良副

参事、どうぞ。

平良副参事 会議の公開・非公開については、これまでどおり会議の場で議決を取りまして正式に決定します。各課から挙がってきた案件について、非公開に該当するか、それとも公開に該当するかというような事務処理を総務課の方で1つ1つ調整して参りました。その時々を担当によって判断基準にずれがありましたので、基準となるものを設けて、教育委員会会議の場で議決をいただいて、正式に非公開とするという形にさせていただきたいと考えております。

田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 先ほど、文化財課の附属機関の委嘱案件がありましたが、委嘱案件を少し調べてみると、公開で行っていたり、非公開で行っていたり、担当者によって異なる対応がございました。今回の教育委員会会議でしっかり確認をして、これを内規として使用させていただきたいという主旨のものでございます。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 これまでこの5項目に関しては当然そうなのだろうという認識、理解でした。だから、敢えて協議するのかなと思ってはいましたが、今の説明を聞くとなるほどそうだなと理解できました。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ほかにご意見等がないということですので、協議1「那覇市教育委員会会議非公開に関する基準（案）について」は、これで終了したいと思います。以上をもちまして、令和2年度第19回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第33号	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第34号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決